

岡山県医療施設等整備 整備費補助金交付要綱

制 定 昭和 6 2 年 1 1 月 2 0 日
環 第 2 5 1 0 号
最終改正 令和 8 年 9 月 3 0 日

（趣 旨）

第 1 条 知事は、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 4 第 1 項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的に、医療施設等の設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づく事業

- ア へき地診療所設備整備事業
- イ へき地患者輸送車(艇)整備事業
- ウ へき地巡回診療車(船)整備事業
- エ 過疎地域等特定診療所設備整備事業
- オ へき地保健指導所設備整備事業
- カ へき地医療拠点病院設備整備事業
- キ へき地・離島診療支援システム設備整備事業
- ク 離島等患者宿泊施設設備整備事業

(2) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づく事業

(3) 分娩取扱施設設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づく事業

(4) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づく事業

(5) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づく事業

(6) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づく事業

(7) 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく事業

- ア 休日夜間急患センター設備整備事業
- イ 小児初期救急センター設備整備事業
- ウ 病院群輪番制病院設備整備事業
- エ 救命救急センター設備整備事業
- オ 高度救命救急センター設備整備事業

- カ 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- キ 小児集中治療室設備整備事業
- ク 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業
- ケ ドクターヘリ運航体制緊急支援設備整備事業
- コ 小児救命救急センター設備整備事業
- (8) 小児救急遠隔医療設備整備事業
 - 平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づく事業
- (9) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく事業
 - ア 小児医療施設設備整備事業
 - イ 周産期医療施設設備整備事業
 - ウ 地域療育支援施設設備整備事業
- (10) 共同利用施設設備整備事業
 - 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく事業
- (11) 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づく事業
 - ア 基幹災害拠点病院設備整備事業
 - イ 地域災害拠点病院設備整備事業
 - ウ N B C 災害・テロ対策設備整備事業
 - エ 災害拠点精神科病院等設備等整備事業
 - オ 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業
- (12) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
 - 昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づく事業
- (13) H L A 検査センター設備整備事業
 - 平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「H L A 検査センターの設備整備事業について」に基づく事業
- (14) 院内感染対策設備整備事業
 - 平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づく事業
- (15) 環境調整室設備整備事業
 - 平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づく事業
- (16) 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局
長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく事業
(17) 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局
長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づく
事業

(18) アスベスト対策事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長
通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づく事業

(19) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知
「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づく事業

(20) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知
「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の
実施について」に基づく事業

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、
算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨
てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と
対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他
の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補
助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 事業区分	2 基準額及び対象経費	3 補助率	4 下限額
へき地診療所設備整備事業	「医療施設等設備整備 費補助金交付要綱」（昭 和54年7月27日付け厚生 省発医第117号厚生事務 次官通知）に定める基 準額及び対象経費とす る。	2分の1	1品につき 250,000円
へき地患者輸送車（艇）整 備事業	同 上	2分の1	—
へき地巡回診療車（船）整 備事業	同 上	10分の10	—

過疎地域等特定診療所設備整備事業	同 上	4分の3	1品につき 75,000円
へき地保健指導所設備整備事業	同 上	3分の1	—
へき地医療拠点病院設備整備事業	同 上	10分の10	1品につき 医療機器 500,000円 歯科医療機器等 100,000円
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	同 上	2分の1	—
離島等患者宿泊施設設備整備事業	同 上	3分の2	—
遠隔医療設備整備事業	同 上	2分の1	1か所につき 150,000円
分娩取扱施設設備整備事業	同 上	2分の1	1品につき 100,000円
解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	同 上	2分の1	—
実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	同 上	2分の1	—
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	同 上	2分の1	—
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	同 上	10分の10	—
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	同 上	2分の1	—
休日夜間急患センター設備整備事業	「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知）に定める基準額及び対象経費とする。	3分の2	1品につき 66,000円
小児初期救急センター設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 66,000円
病院群輪番制病院設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円 （医療機器のみ）
救命救急センター設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円 （医療機器のみ）

高度救命救急センター設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円
小児救急医療拠点病院設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円
小児集中治療室設備整備事業	同 上	3分の1	1品につき 100,000円
病院間の患者搬送のための 病院救急車活用促進設備整備事業	同 上	2分の1	—
ドクターヘリ運航体制緊急 支援設備整備事業	同 上	10分の10	—
小児救命救急センター設備 整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円
小児救急遠隔医療設備整備 事業	同 上	4分の3	—
小児医療施設設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円
周産期医療施設設備整備事業	同 上	3分の2	1品につき 200,000円
地域療育支援施設設備整備 事業	同 上	2分の1	1品につき 100,000円
共同利用施設設備整備事業	同 上	3分の1 地域医療 支援病院 は3分の2	1品につき 1,000,000円 地域医療支援病院は 2,000,000円
基幹災害拠点病院設備整備 事業	同 上	医療機器等 3分の2 緊急車両 3分の1	1か所につき 200,000円 (医療機器等のみ)
地域災害拠点病院設備整備 事業	同 上	医療機器等 3分の2 緊急車両 3分の1	1か所につき 200,000円 (医療機器等のみ)
NBC災害・テロ対策設備 整備事業	同 上	10分の10	—

災害拠点精神科病院等設備等整備事業	同 上	4分の3	1 か所につき 200,000円
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	同 上	3分の1	—
人工腎臓装置不足地域設備整備事業	同 上	3分の1	1 品につき 100,000円
H L A 検査センター設備整備事業	同 上	2分の1	1 品につき 100,000円
院内感染対策設備整備事業	同 上	3分の2	1 品につき 66,000円
環境調整室設備整備事業	同 上	3分の1	1 品につき 100,000円
内視鏡訓練施設設備整備事業	同 上	10分の10	—
医療機関アクセス支援車整備事業	同 上	3分の2	1 品につき 66,000円
アスベスト対策事業	同 上	定額	1 棟当たり 250,000円

(交付決定の下限)

第4条 第2条の事業について、第3条により1品又は1か所につき算出された額が、第3条の表の第4欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を要する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、規則第20条の規定により知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（公的団体又は民間団体の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 事業を行うために締結する契約については、「医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針」（平成22年4月1日医推第100号）に定める手続きによらなければならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)までの条件を準用する条件を付さなければならない。

（交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（変更承認申請）

第7条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、申請の内容の変更等の承認を受けようとする場合には、第6条に定める申請手続に従い、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な

変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第 3 号）を、事業完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(調査等の協力)

第 9 条 補助事業者は、知事が補助事業に関する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、補助事業の実施期間中及び第 5 条第 8 号に規定する帳簿、証拠書類の保存期間中も協力するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 11 月 20 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 2 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 岡山県看護師等養成所設備整備費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１２日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年８月１４日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月９日から施行し、平成２９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年８月７日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年６月２４日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１１月１１日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１１月３０日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１２日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月２０日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年９月４日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１２日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年１１月１９日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年９月３０日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。